

土地区画整理事業区域内の地名地番の表記について

各種申請における「地名地番」（申請敷地）の表記について、建築物の計画敷地が土地区画整理事業区域内に該当する場合、下記を参考に表記していただくようお願いします。

記

1 基本的な表記例

焼津市 会下ノ島石津土地区画整理事業 第〇街区符号〇

事業正式名称は「志太広域都市計画事業 会下ノ島石津土地区画整理事業」ですが、上記のとおり「焼津市」を含めて表記をお願いします。

2 問題がない例

- (1) 焼津市 志太広域都市計画事業 会下ノ島石津土地区画整理事業 〇街区符号〇
→「志太広域都市計画事業」を加えること、「第」を省くことは問題ありません。
- (2) 静岡県焼津市 会下ノ島土地区画整理事業区域内（地内・地区） 〇街区符号〇
→「静岡県」、「区域内」、「地内」、「地区」を加えることは問題ありません。
- (3) その他
 - ・従前地の記載はあっても問題ありません。
 - ・「仮換地」、「保留地」、「一般保留地」、「付け保留地」の文言記載は不要です。

3 修正していただく例

- (1) 静岡県焼津市 志太広域都市計画事業
焼津市 会下ノ島石津土地区画整理事業〇街区符号〇
→「焼津市」が被る表記はしないでください。
- (2) 静岡焼津市 会下ノ島石津地区 第〇街区符号〇
→「土地区画整理事業」であることが分かるよう表記してください。
- (3) 静岡県焼津市 志太広域都市計画事業 〇街区符号〇
→土地区画整理事業の名称が分かるよう表記してください。

(担当)

焼津市都市政策部建築住宅課建築審査担当

TEL : 054-626-2161

FAX : 054-626-2184

e-mail : kenchiku@city.yaizu.lg.jp